

## 肝炎対策推進協議会

会長 林 紀 夫 殿

## 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針（案）」に対する意見

2010年（平成22年）9月 日

委員 阿 部 洋 一

委員 天 野 聡 子

委員 木 村 伸 一

委員 武 田 せい子

委員 平 井 美 智 子

委員 松 岡 貞 江

今般、事務局より、肝炎対策の推進に関する基本的な指針の案（以下、指針案といいます）が提示されました。

しかし、私たち患者委員は、肝炎対策の現状に対する評価や問題点の洗い出しもなく、もちろん、その点についての委員間の議論もないまま、更に明確な視点が示されることなく続けられたプレゼンやヒアリングを2回行っただけで、突然指針案が提示されたことについて違和感を覚えております。

また、国が「働きかけを行う」だけでよいとする記載部分も多く、現在の政策を大きく変えねばならないという意識がなく、指針は抽象的な文言が並ぶだけです。

これでは我が国の将来の肝炎対策について具体的なイメージを描くことができません。

指針案がかようなものにとどまっている背景には、現状でかなり上手く進んでいるという認識があり、かつ、かような対策は、国が主体となってやるものではなく、地方公共団体が主体となってやるものだという意識が存するかのよう感じられます。

しかし、そもそもなぜ、ひとつの疾病についてわざわざ個別の法律（基本法）が制定されたのでしょうか。

また、現状に問題はないのでしょうか。先進諸国に比べて格段に肝がんなどの死亡者の割合が多い我が国において、検査や治療は適切に進んでいるといえるのでしょうか。そうではないことは、私たち患者が一番よく認識しております。

よって、まず指針の冒頭および第1の部分において、基本法前文の意義を具体的に記載し、現状評価も書き込み、第2以降の各論については、特に現状分析の必要な項目につき詳しい記述を加えるべきだと考え、以下の対案を示すものです（新たに書き加える部分を赤字にし、削除する部分を網がけにし、コメント部分にマーカーを引きました）。

ご検討の程、お願い申し上げます。